

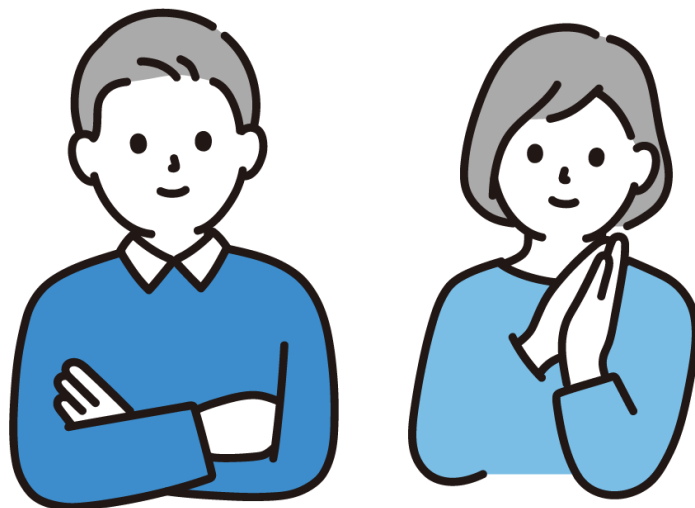
【総合歯科医賠償補償制度】

医師賠償責任保険のご案内

- ① 歯科医院経営研究会に所属する開業医・勤務医の方を対象とする保険です。
- ② 団体割引20%が適用されています。
- ③ 法律上の損害賠償金のほか弁護士費用や訴訟費用を補償します。

団体割引
20%

※一般でご加入されるよりお得な
保険料となっております。



保険期間	2026年7月1日 午後4時から1年間
申込締切日	2026年5月29日(金)書類必着
取扱代理店	株式会社ジャパンデンタル
引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社
中途加入/変更	2026年7月1日～2027年4月2日 (最終締切日: 2027年4月2日(金)書類必着)
その他ご留意	6月については2か月分(5・6月分)の保険料が引落としとなります。

医師賠償責任保険の概要

医師賠償責任保険は医師特約条項と医療施設特約条項をセットした、歯科医師の皆さまのための保険です。

医師特約条項の概要

被保険者(補償の対象となる方)またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、患者さんに身体障害*1が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

医療施設特約条項の概要

保険期間中に医療施設の建物や設備の所有・使用・管理上の不備、業務遂行または飲食物などの取扱いにより第三者の身体の障害*2や財物の損壊*3が発生、または業務遂行中に行われた不当行為*4によって被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

※賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払の対象となりません。

加入の対象となる方(加入者)

以下のいずれかの方になります。

1. 医療施設の開設者の方(法人立歯科診療所の場合はその法人となります。)

歯科診療所の開設者の方

(医療事故が発生した場合、被害を受けられた患者さんに対して法律上の賠償責任を負担する方、賠償義務を履行すべき責任者の方をいいます。)なお、医療施設の開設の届出を行っている施設単位でのご加入となります。

2. 勤務医師の方

歯科診療所に勤務する歯科医師の方

※勤務医師の方がご加入の場合は医療施設特約は対象とはなりません。

補償の対象となる方(被保険者)

開業医と勤務医で補償対象が異なりますので、ご注意ください。

1. 医療施設の開設者の方がご加入の場合(法人立歯科診療所の場合はその法人となります。)

<医師特約条項>

開設者の方のみとなります。開設者以外の医師や看護師の方は被保険者となりません。

※ただし、開設者の業務の補助者である医師(管理者、勤務医師等)、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任については補償の対象となります。

<医療施設特約条項>

記名被保険者(加入者証に被保険者として記載される方)である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者となります。

2. 勤務医師の方がご加入の場合

歯科診療所に勤務する歯科医師の方となります。

勤務医師や看護師などに対する求償について

医師特約条項において、医療施設の開設者の方がご加入になっている保険契約に基づいて保険金をお支払いした後、次に掲げるいずれかを満たす場合には、勤務医師や看護師などの医療従事者の方に対して、責任割合相当分の求償権を行使する場合があります。

①医療従事者の方の故意によって、患者さんに身体障害が発生

②医療従事者の方を被保険者とする同種の賠償責任保険に医療従事者の方が加入

お支払する保険金の種類

下表の「保険金の種類」に記載の保険金をお支払いします。(刑事弁護士費用およびオプションで対象となる保険金の種類はそれぞれの頁をご確認ください。)

損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償金をいいます。 <身体の障害*2に関する賠償事故の場合> 治療費、医療費、慰謝料など <財物の損壊*3に関する賠償事故の場合> 修理費、再調達に要する費用など (注)修理費および再調達に要する費用は、その損害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。
権利保全行使費用	第三者に損害賠償請求できる場合に、その権利を保全または行使するために支出した必要または有益な費用をいいます。

損害防止費用	損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した必要または有益であった費用をいい、緊急措置費用を除きます。ただし、身体障害※ ¹ の悪化の防止・軽減のために要した治療費用については、被保険者が支出したか否かを問わず含まれませんが、治療費用が被保険者が負担すべき損害賠償金と認められる場合は、損害賠償金としてその損害に対してお支払いします。
争訟費用	訴訟、仲裁、和解または調停について、事前に損保ジャパンの承認を得て支出した費用をいいます。
協力費用	被保険者が損害賠償請求を受け、損保ジャパンが必要に応じて被保険者の代わりに解決に向けた対応を行う場合に、被保険者が損保ジャパンに協力するために支出した費用をいいます。
緊急措置費用	損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のために支出した費用をいいます。

- *1 医療を行う者が職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、その医療の対象者に新たな身体の障害（身体症状の悪化または疾病を含みます。以下この注釈内において「障害」といいます。）が発生したこと、または既にその医療の対象者に発生していた障害がさらに悪化することをいい、これらの結果、その医療の対象者が死亡した場合を含みます。
- *2 身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。
- *3 財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。
- *4 次に掲げる不当な行為をいいます。
 - ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
 - ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

保険金をお支払いする事故例

医師特約条項	医療行為によって、患者の身体に障害を与え、保険期間中に損害賠償請求を提起された場合、保険金支払いの対象となります。	治療を誤ったために、患者の病状が悪化したことにより損害賠償請求を受けた。
医療施設特約条項	保険期間中に建物や設備の不完全または使用・管理上のミスによって患者や見舞客にケガをさせたり、衣服・持ち物を汚したり壊したりした事故が保険金支払いの対象となります。	診療所の床が滑りやすくなっていたために、来訪者が転倒してケガをした。



(注1) 医師特約条項は、医療事故により、保険期間内に損害賠償請求を提起された場合に補償の対象です。争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者またはその代理人が身体障害またはその原因や事由を知った場合において、保険金をお支払いします。ただし、初年度契約締結前に知っていた身体障害により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。

(注2) 医療施設特約条項は、保険期間内に事故が発生した場合に補償の対象です。

保険適用地域

この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
 医師特約および医療施設特約については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。

保険金をお支払いできない主な場合

【賠償責任保険普通保険約款】

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任※¹
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族※²に対する賠償責任 ※¹
- ⑤ 被保険者および被保険者の使用人等が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任 など

【医師特約条項部分】

- ① 医療施設、航空機、車両、自動車、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ② 美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任
- ③ 医療の結果を保証することにより加重された賠償責任
- ④ 所定の免許を有しない者が行った医療に起因する賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する賠償責任を除きます。 など

【医療施設特約条項部分】

<医療施設業務担保条項>

- ① 被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害に起因する賠償責任
- ② 医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ③ 航空機、自動車または医療施設外における船、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- ④ 専門職業業務または看護業務の遂行による賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。

など

<人格権侵害担保条項>

- ① 被保険者が行った医療に起因する賠償責任
- ② 記名被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為^{※4}に起因する賠償責任
- ③ 被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任

※1 損保ジャパンが保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害に限ります。

※2 6親等内の血族、配偶者^{※3}または3親等内の姻族をいいます。

※3 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

※4 次に掲げる不当な行為をいいます。

- ① 不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損
- ② 口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

保険料と保険金額、追加条項

保険金額

医師特約(医療上の事故)		医療施設特約(建物・設備の使用・管理上の事故)			人格権侵害事故	
対人		対人		対物	1名	1事故 期間中
1事故	期間中	1名	1事故	1事故		
1億円	3億円	1億円	10億円	2,000万円	1,000万円	1億円

保険料表

月払 保険料	開業医	勤務医
	540円	451円

保険期間1年間・団体割引率20%

【開業医】 医師特約・医療施設特約セット加入

【勤務医】 医師特約のみで加入

・保険料は、歯科医院経営研究会が株式会社ジャパンデンタルへ集金業務を委託し、所得補償保険料、会費とともに毎月集金します。

※勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)に未加入で、新たにセットを希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。

次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項オプション)

月払 保険料	210円
-----------	------

保険期間1年間・団体割引率20%

医療施設の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師の個人責任について補償します。ただし、この追加条項で保険金支払いの対象となるのは、加入者証に記載された医療施設の業務として行った医療行為のみです。

※事故が起こった場合、この追加条項では被保険者の医師が加入者証に記載の医療施設に勤務していたことを証明できる名簿などが必要です。

※この追加条項に加入している場合、勤務医師が個人で医師賠償責任保険に加入の場合であってもこの追加条項を優先して適用し、損保ジャパンは求償権を行使しません。

※この追加条項の保険金額の型(保険金額)は、この追加条項がセットされる主契約の医師特約条項の保険金額を上回って設定することはできません。

自動セットの追加条項

刑事弁護士費用担保追加条項(医師特約条項用・勤務医師包括担保追加条項用)

医療行為により患者さんを死傷させてしまった場合、医療行為者である医師が医療刑事事件の当事者となる可能性があります。刑事弁護士費用は、当事者となった医師の訴訟費用などを補償します。

事件種類	想定されるご負担	補償する保険商品
民事事件	損害賠償金、弁護士費用・訴訟費用など	医師特約条項、医療施設特約条項
刑事事件	弁護士費用・訴訟費用	刑事弁護士費用担保追加条項

刑事弁護士費用担保追加条項の概要

ご加入方法 (割増保険料なしで自動セット されます)	<p>【個人契約としてご加入の場合(被保険者=個人)】 医師賠償責任保険(医師特約条項)にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。※一人医師医療法人の開設者は個人とみなします。</p> <p>【病院契約としてご加入の場合(被保険者=法人)】 勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)にご加入いただくことにより、自動的に、この追加条項がセットされます。 ※勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)をセットされる場合は、勤務医師の方にもこのパンフレットに記載された内容をお伝えください。 ※勤務医師包括担保追加条項(医師特約条項用)に未加入で、新たにセットをご希望される場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。</p>
被保険者	<p>①医療施設の開設者の方がご加入の場合(一人医師医療法人の開設者を除く) 加入者証に記載された医療施設に勤務するすべての医師をいい、既に退職した医師も含まれます。</p> <p>②勤務医師の方がご加入の場合(一人医師医療法人の開設者を含む) 記名被保険者である勤務医師</p>
保険金をお支払いする場合	被保険者の医療行為の対象者が日本国内で行われた医療行為により死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたとき、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用または訴訟費用 ^{※1} を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。
保険金額	保険期間を通じて500万円が限度です。 ※ただし、被保険者が複数の場合は、被保険者ごとに適用するものとします。
保険期間と保険金をお支払いする場合の関係	保険期間中に送検された場合に、業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時 ^{※2} までに発生した弁護士費用または訴訟費用に対して保険金をお支払いします。
保険金をお支払いできない主な場合	次に掲げる刑事事件に起因する損害 ①保険契約者または被保険者の故意によって生じた刑事事件 ②被保険者の有罪の確定がなされた刑事事件 ③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件 ④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件 ⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件 ⑥所定の免許を有しない者が行った医療に起因する刑事事件。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する刑事事件は除きます。

※1 次に掲げる費用はお支払いの対象外です。

- ①刑法(明治40年法律第45号)第2編第5章に定める公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用
- ②弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用
- ③被保険者が刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第500条第1項に定める訴訟費用の裁判の執行免除の申立を行った結果、執行免除決定がなされた費用
- ④被保険者の共犯人が、連帯して負担する費用
- ⑤刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第1編第16章の規定により、国が被保険者に対して補償する費用

※2 刑の確定の時とは、次のいずれかの時をいいます。

- ①刑事事件について、検察官が不起訴と判断した時^{※3}
- ②裁判所が略式命令を発した時^{※4}
- ③第一審、控訴審もしくは上告審の判決により、有罪または無罪が確定した時^{※5}

※3 検察審査会で起訴相当または不起訴不当の議決がなされた場合を除きます。

※4 その略式命令の告知後に公判請求がなされた場合を除きます。
 ※5 第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合におけるその第一審およびその控訴審の判決を除きます。

用語のご説明

業務上過失致死傷罪	刑法第211条第1項に定める業務上過失致死罪および業務上過失致傷罪をいいます。
送検	刑事訴訟法第203条第1項または同第246条に定める検察官に対する事件送検をいいます。
刑事事件	被保険者の医療の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検される事件をいいます。
弁護士費用	被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいいます。
訴訟費用	刑事訴訟費用等に関する法律第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。

雇用慣行賠償責任保険

2026年7月1日時点で雇用慣行賠償責任保険へのご加入が当団体としてない場合には、保険期間の途中で付帯(ご加入)ができませんので、あらかじめご了承ください。

使用人、就労希望者または患者さんに対して行った雇用差別、セクシャルハラスメントまたは不当行為に起因して損害賠償請求^{※1}がなされたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。

加入の対象となる方	歯科診療所の開設者の方	
被保険者	記名被保険者である開設者の方のほか、既に退任している役員および既に退職、退任、解任、解雇または定年となった使用人ならびにこの保険契約の保険期間中に新たに選任された役員および新たに記名被保険者の使用人となった個人を含みます。ただし、加入者証に記載の遡及日より前に退任している役員および遡及日より前に退職、退任、解任、解雇または定年となった使用人を除きます。	
保険金をお支払いする場合	被保険者が記名被保険者の使用人、就労希望者または医療の対象者に対して行った雇用差別、セクシャルハラスメントまたは不当解雇に起因して、保険期間中に損害賠償請求 ^{※1} がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。	
お支払いする保険金の種類	保険金の種類	保険金の内容
	法律上の損害賠償金	被害者に支払うべき法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金、懲罰的損害賠償金、倍額賠償金などの加重された部分および被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金ならびに雇用契約上支払うことが約定されている賃金、諸手当および解雇時の退職金を含みません。
	争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟 ^{※2} によって被保険者が実際に支出した費用で、妥当かつ必要と認められるものをいいます。この費用には、証拠収集および文書 ^{※3} 作成のために被保険者が実際に支出した費用を含み、損害賠償請求がなされなくても発生する費用ならびに被保険者の人件費および収入の減少を含みません。
保険金をお支払いできない主な場合	①労働争議、労働交渉、社内内紛、事業縮小または倒産などに起因する損害賠償請求 ②法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求 ③被保険者の犯罪行為に起因する損害賠償請求 ④セクシャルハラスメントを行った当事者個人に対する損害賠償請求 ⑤労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)などにより被保険者が負担する賠償責任 ⑥日本国外でなされた損害賠償請求 など	

保険金額

契約型コード	Z1
保険金額(1事故・期間中)	1,000万円
損害てん補割合	90%
自己負担額	50万円

保険料

歯科診療所 (1診療所につき)	930円
--------------------	------

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。
 (保険期間1年・団体割引20%・月払)

※この保険では、この保険期間内に損害賠償請求を提起された場合に補償の対象です。ただし、加入者証に記載の遡及日より前に被保険者に対して提起されていた訴訟または行われた保険対象事由に起因する損害賠償請求は保険金をお支払いできません。

※1 医療の対象者については、被保険者がセクシャルハラスメントを行ったことに起因する損害賠償請求にかぎりません。

※2 訴訟、仲裁、調停、和解等をいいます。

※3 相手方当事者または裁判所に提供する文書にかぎりません。

傷害担保追加条項(特定感染症危険担保追加条項セット)

開設者、開設者の使用人その他開設者の補助者で医療施設の業務に従事する者が、業務中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害または特定感染症^{※1}を被った場合に、所定の保険金をお支払いします。

加入の対象となる方	歯科診療所の開設者の方	
被保険者	記名被保険者である開設者の方のほか、記名被保険者の使用人その他記名被保険者の業務の補助者の方も被保険者です。	
保険金をお支払いする場合	以下に掲げる傷害または事由に対して保険金をお支払いします。 <傷害担保追加条項> 被保険者がその職業または職務に従事している間 ^{※2} において、事故 ^{※3} によってその身体に被った傷害 <特定感染症危険担保追加条項> 被保険者がその職業または職務に従事している間 ^{※2} において、特定感染症 ^{※1} を発病した場合	
保険金をお支払いできない主な場合	①保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失 ②地震、噴火、津波、戦争、外国の武力行使、武装反乱など ③被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ④被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤被保険者の妊娠、出産、早産、流産または被保険者に対する外科的手術その他の医療処置 ⑥被保険者に対する刑の執行 ⑦保険責任開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症 ^{※1} ⑧原因のいかんを問わず、被保険者が頸部症候群 ^{※4} 、腰痛その他の症状を訴えている場合で、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない症状 など	
保険金の種類	保険金の種類	保険金の内容
	死亡保険金	<傷害担保追加条項>のみ 事故 ^{※3} の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したときにお支払いする保険金をいい、加入者証に記載の保険金額を限度にお支払いします。ただし、既に支払った後遺障害保険金がある場合は、加入者証に記載の保険金額から既に支払った金額を控除した残額をお支払いします。
	後遺障害保険金	事故 ^{※3} の発生または特定感染症 ^{※1} の発病の日からその日を含めて180日以内に後遺障害を生じたときにお支払いする保険金をいい、次の算式にて算出した額をお支払いします。 「加入者証に記載の保険金額×各等級の後遺障害に対する保険金支払割合」
入院保険金	事故 ^{※3} の発生または特定感染症 ^{※1} の発病の日からその日を含めて180日以内に入院したときにお支払いする保険金をいい、次の算式にて算出した額をお支払いします。 「加入者証に記載の入院保険金日額×入院した日数」 (注)入院した日数は180日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故 ^{※3} の発生または特定感染症 ^{※1} の発病の日からその日を含めて180日を超過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。	

保険金の種類 (つづき)	保険金の種類	保険金の内容
	手術保険金	<p><傷害担保追加条項>のみ 事故^{※3}の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、傷害の治療を直接の目的として手術を受けたときにお支払いする保険金をいい、次の算式にて算出した額をお支払いします。ただし、1事故^{※3}に基づく傷害について、1回の手術にかぎりです。 「加入者証」に記載の入院保険金日額×5倍または10倍」</p>
	通院保険金	<p>事故^{※3}の発生または特定感染症^{※1}の発病の日からその日を含めて180日以内に通院したときにお支払いする保険金をいい、次の算式にて算出した額をお支払いします。ただし、入院保険金と重複して保険金をお支払いすることはできません。 「加入者証」に記載の通院保険金日額×通院した日数」 (※)入院した日数は90日を限度とします。ただし、いかなる場合においても、事故^{※3}の発生または特定感染症^{※1}の発病の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。</p>
	葬祭費用保険金	<p><特定感染症危険担保追加条項>のみ 特定感染症^{※1}の発病の日からその日を含めて180日以内に死亡したことによって、保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対して300万円を限度として、その費用の負担者に保険金をお支払いします。</p>

保険金額・保険料

<保険期間1年間、団体割引20%、月払>

保険金額の型	支払限度額				保険料
	死亡保険金 後遺障害保険金	入院保険金 日額	通院保険金 日額	葬祭費用保険金	
D1型	1,000万円	5,000円	2,500円	300万円	5,909円
	2,000万円	7,000円	3,500円	300万円	
D2型	3,000万円	10,000円	5,000円	300万円	14,328円
	2,000万円	7,000円	3,500円	300万円	
D3型	1,000万円	5,000円	2,500円	300万円	5,909円
	2,000万円	7,000円	3,500円	300万円	

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率の変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

※被保険者が保険契約者以外の方である場合は、その被保険者は、保険契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎり)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、保険契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、解除の条件やお手続方法などの詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

※被保険者が事故^{※3}の発生または特定感染症^{※1}の発病をした場合は、その日を含めて30日以内に状況および経過を損保ジャパンに通知する必要があります。また、損保ジャパンが診断書または死体検案書の提出を求めたときは、これに協力していただく必要があります。正当な理由が無く応じなかったり、事実と異なることを告げたなどの場合には、そのことによって被った損害を差し引いて保険金が支払われる場合があります。

※1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。

※2 通勤途上を含みます。

※3 急激かつ偶然な外来の事故をいいます。

※4 いわゆる「むちうち症」をいいます。

医療機関用団体サイバー保険

(業務過誤賠償責任保険普通保険約款にサイバー保険特約条項、制裁等に関する追加条項、使用人法令違反復活担保に関する追加条項、医療機関用追加条項、情報漏えい限定補償追加条項(情報漏えい限定プランのみ))

2026年7月1日時点で医療機関用団体サイバー保険へのご加入が当団体としてない場合には、保険期間の途中での付帯(ご加入)ができかねますので、あらかじめご了承ください。

サイバーセキュリティ事故や情報漏えいに起因して発生する損害を包括的に補償する保険です。

オールリスクプラン

医療施設が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピュータシステムに対する不正アクセスなどのサイバー攻撃や情報漏えいなどに起因する次の損害に対して保険金をお支払いする保険です。

(※) 加入者証に記載された施設における医療業務、介護業務または付随業務に起因する事故のみ対象です。

対象とする損害	概要	加入タイプ (型)
ア. 賠償責任を負担することによって生じる損害(賠償責任)	提起された損害賠償請求について、医療施設(以下、このページにおいて「被保険者」といいます。)が負担する損害賠償金、争訟費用など	S タ イ プ
イ. 事故時の対応、事故後の対策などのために必要な費用(費用) ・事故対応特別費用 ・サイバー攻撃対応費用 ・情報漏えい対応費用 ・法令等対応費用	<p>① 保険金の支払対象となる損害が発生するおそれがある場合に、その事故に対応するため、被保険者が支出した情報漏えい対応費用、再発防止実施費用、損害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、使用人等の出張手当・超過勤務手当などの人件費、臨時雇入れ費用、社告費用、コールセンター費用、弁護士相談費用、求償費用、被保険者システム修復費用、データ復旧費用、法人謝罪対応費用など</p> <p>② サイバー攻撃のおそれが発見されたことにより、サイバー攻撃の有無を判断するために支出した外部調査機関への調査依頼費用やネットワークの遮断対応を外部委託した場合に支出する費用など(※1)</p> <p>③ 情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことにより、その対応のために被保険者が支出した認証取得費用・個人見舞費用・事故対応関連費用などの各種費用</p> <p>④ 事故を被保険者が保険期間中に発見したことにより、被保険者が規制手続きを行った場合または法令などに抵触するおそれのあることを被保険者が認識した場合において、それに対応するために被保険者が支出した法令等対応費用</p>	

(※1) サイバー攻撃のおそれが、次の①または②のいずれかによって保険期間中に発見され医療機関(被保険者)が認識した場合にかぎります。

① 公的機関からの通報(サイバー攻撃に関する被害の届出および情報の受付などを行なっている独立行政法人または一般社団法人を含みます。)

② 被保険者システムのセキュリティ運用管理を委託している会社などからの通報または報告(※2)

(※2) 被保険者が導入しているセキュリティ監視のソフトウェア、サービスなどからの通知を含み、当該サイバー攻撃のおそれを被保険者が認識した時以降に調査等を委託した会社からの報告を除きます。

保険料

※ 団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

オール リス ク プ ラン	タイプ	保 険 金 額		自己負担額	月払保険料
		①賠償責任	②事故対応 特別費用		
	S1	1,000万円	100万円	なし	1,680円
	S2	3,000万円	300万円		2,150円
	S3	5,000万円	500万円		2,520円
	S4	1億円	1,000万円		3,400円
	S5	2億円	2,000万円		4,640円

< 保険期間1年、団体割引20%、月払の場合 >

※保険金額とは、賠償責任の場合「1損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1事故保険金額」および「総保険金額」を指します。

※総保険金額とは、この保険契約におけるすべての補償において損保ジャパンが支払う保険金の合計の限度額をいい、賠償責任の保険金額です。

※加入者毎に、保険期間中に前頁①、②でお支払いする保険金の合計額は、①損害賠償の保険金額を限度とします。

※同一法人の複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を同一証券でご加入の場合、年間保険料が上表と異なります。複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設をまとめてのご加入をご希望の場合は取扱代理店までお問い合わせください。

情報漏えい限定プラン

医療施設が業務を遂行する過程で生じた貴院のコンピュータシステム上の電子データの改ざん・盗難・破損やコンピュータシステムに対する不正アクセスなどによって、情報漏えいが発生したことによる次の損害に限定して保険金をお支払いする保険です。

(※) 加入者証に記載された施設における医療業務または介護業務または付随業務に起因する事故のみ対象です。

対象とする損害	概要	加入タイプ (型)
ア. 賠償責任を負担することによって生じる損害(賠償責任)	提起された損害賠償請求について、医療施設(以下、このページにおいて「被保険者」といいます。)が負担する損害賠償金、争訟費用など	P タイプ
イ. 事故時の対応、事故後の対策等のために必要な費用(費用) ・情報漏えい対応費用 ・法令等対応費用	①情報の漏えいまたはそのおそれ(※1)が生じたことにより、その対応のために被保険者が支出した認証取得費用・個人見舞費用・再発防止実施費用、損害拡大防止費用、謝罪文作成・送付費用、使用人等の出張手当・超過勤務手当などの人件費、臨時雇入れ費用、社告費用、コールセンター費用、弁護士相談費用、求償費用、被保険者システム修復費用、データ復旧費用など ②事故を被保険者が保険期間中に発見したことにより、被保険者が規制手続きを行った場合または法令などに抵触するおそれのあることを被保険者が認識した場合において、それに対応するために被保険者が支出した法令等対応費用	

(※1) 情報漏えいまたはそのおそれのうち、個人情報の漏えいまたはそのおそれについては、保険期間中に次の①から④までのいずれかがなされることにより、個人情報の漏えいまたはそのおそれが客観的に明らかになる場合にかぎります。

- ①サイバー攻撃が生じたこと損保ジャパンへの書面による通知
- ②記名被保険者が行う新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネットまたはこれらに準じる媒体による会見、発表、広告など
- ③本人またはその家族への謝罪文の送付
- ④公的機関に対する文書による届出、報告などまたは公的機関からの通報

保険料

※団体割引は、本団体契約の前年のご加入実績により決定しています。次年度以降、割引率に変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

情報漏えい 限定プラン	タイプ	保 険 金 額		自己負担額	月払保険料
		①賠償責任	②事故対応特別費用		
	P1	1,000万円	100万円	なし	930円
	P2	3,000万円	300万円		1,470円
	P3	5,000万円	500万円		1,800円
	P4	1億円	1,000万円		2,400円
	P5	2億円	2,000万円		3,070円

< 保険期間1年、団体割引20%、月払の場合 >

※保険金額とは、賠償責任の場合「1損害賠償請求保険金額」および「総保険金額」を、事故対応特別費用の場合「1事故保険金額」および「総保険金額」を指します。

※総保険金額とは、この保険契約におけるすべての補償において損保ジャパンが支払う保険金の合計の限度額をいい、賠償責任の保険金額です。

※加入者毎に、保険期間中に前頁①、②でお支払いする保険金の合計額は、①損害賠償の保険金額を限度とします。

※同一法人の複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を同一証券でご加入の場合、年間保険料が上表と異なります。複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設をまとめてのご加入をご希望の場合は取扱代理店までお問い合わせください。

ご加入の単位

施設単位(病院、診療所など)でのご加入です。ただし、同一の法人が複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を運営している場合には、まとめて複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設のご加入が可能です。

※同一法人の複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設をまとめてご加入の場合、保険金額はすべての対象施設で共有する保険金額です。医療施設単位または介護医療院・介護老人保健施設単位ごとに独立の保険金額をご希望の場合は、施設単位でのご加入ください。

※同一法人で複数の医療施設または介護医療院・介護老人保健施設を開設し、複数施設間で電子カルテなどを用いて個人情報を利用している場合、一部の複数医療施設または介護医療院・介護老人保健施設のみご加入し事故が発生した場合にお支払いができないケースがございますので、すべての医療施設または介護医療院・介護老人保健施設でのご加入ください。

※医療法人において、本部機能または管理部門機能として法人全体の運営管理の補佐・統括を行っており、医療施設外に法人本部事務局が存在する場合、ならびに、医療法第42条各号に掲げる付帯業務を行っており、医療施設外に施設または事務所が存在する場合は、申込時にその付帯業務を行っている法人本部事務局、施設または事務所をご申告いただくことにより追加保険料なしで対象業務に含めることができます。なお、上記付帯業務を施設内で行っている場合は申告の必要はありません。

保険金をお支払いできない主な場合

【共通】

- ① 保険契約者または被保険者の故意
- ② 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
- ③ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
- ④ 他人の身体の障害、他人の財物の滅失、損傷、汚損もしくは紛失または盗取もしくは詐取
ただし、他人の紙または記録媒体が紛失、盗取または詐取されたことにより発生した情報の漏えいまたはそのおそれを除きます。
- ⑤ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次のアまたはイに掲げる原因による場合を除きます。
ア. 火災、破裂または爆発
イ. 偶然な事故による被保険者のコンピュータシステムの損壊または機能の停止
- ⑥ 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害に起因する損害賠償請求を除きます。
- ⑦ 被保険者の業務の対価の見積もりまたは返還
- ⑧ 被保険者によって、または被保険者のために被保険者以外の者によって行われた不正競争等の不当な広告宣伝活動、放送活動または出版活動による他人の営業権の侵害
- ⑨ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
- ⑩ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または消失
- ⑪ 戦争等(以下のアからウに掲げるものをいいます。)に起因する損害
ア. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
イ. アの過程または直接的な準備として行われる国家関与型サイバー攻撃
ウ. 安全保障または防衛に重大な影響を与えるもの

※①から③までについては、それらの行為を行った被保険者が被る損害のみ補償対象外です。

など

【事故に関する各種対応費用部分】

- ① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する情報の漏えいまたはそのおそれ
- ② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- ③ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止または障害が発生したことにより、記名被保険者に対してそれらが提供されなかったことに起因して発生した費用

など

11. 自動セットサービスの概要 (SOMPOリスクマネジメント社提供)

事故発生時のサービス(緊急時サポート総合サービス)

サイバー攻撃や情報漏えいなどによって、当該事故の原因調査や事故の公表、被害者への謝罪などの対応をしなければならない緊急時に、一連の対応をワンストップかつ総合的に支援するサービスです。医療機関用サイバー保険に加入すると、情報漏えいまたはそのおそれが生じた場合に、必要な各種機能を備えた本サービスをご利用いただけます。

特長1

緊急時の対応をワンストップで支援

サイバーセキュリティ事業を行うSOMPOリスクマネジメント(株)が緊急時対応をコーディネーション

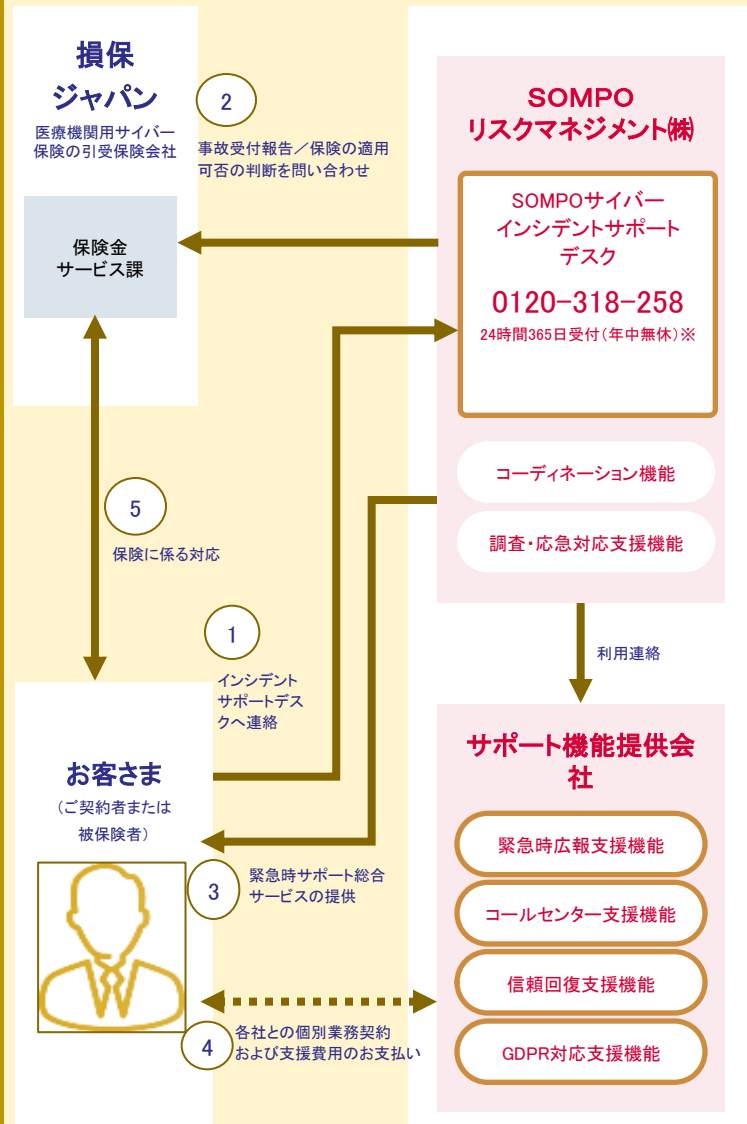
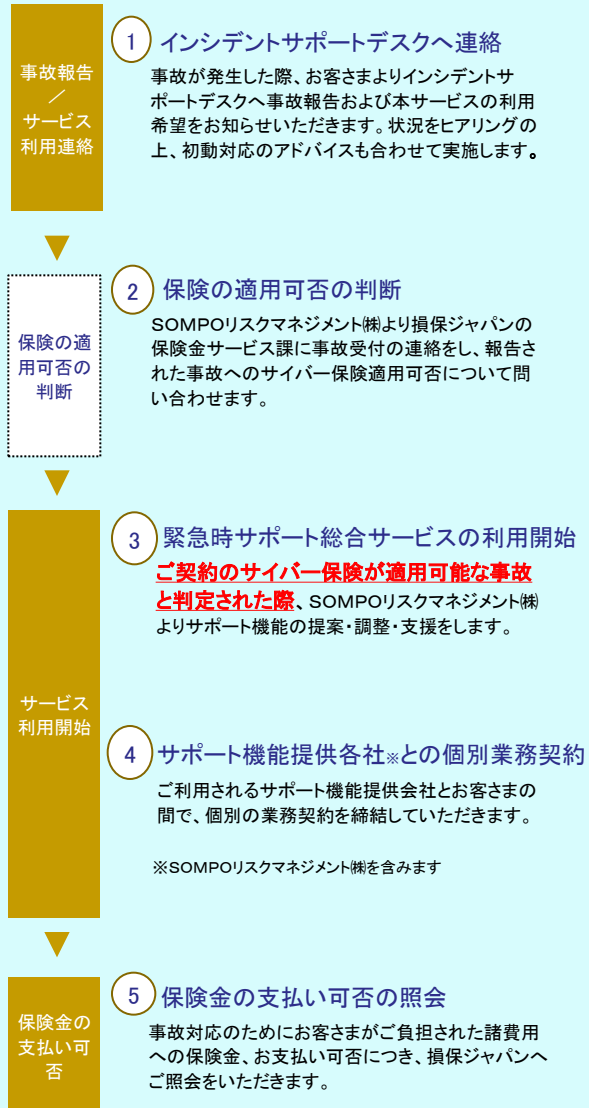
特長2

最適なサポート機能を提案

事故の状況やお客さまのニーズに合わせて、最適なサポート機能を提案し、確実な緊急対応を実現



■ ご利用の流れ



※夜間(17時以降)および休日・祝日の受付事案については、対応およびサービス提供が当社翌営業日(平日9時以降)になる場合があります。

(注)本サービスでのご提供サービスにつきましては保険金の支払対象外となる場合があります。

11. 自動セットサービスの概要 (SOMPOリスクマネジメント社提供) (つづき)

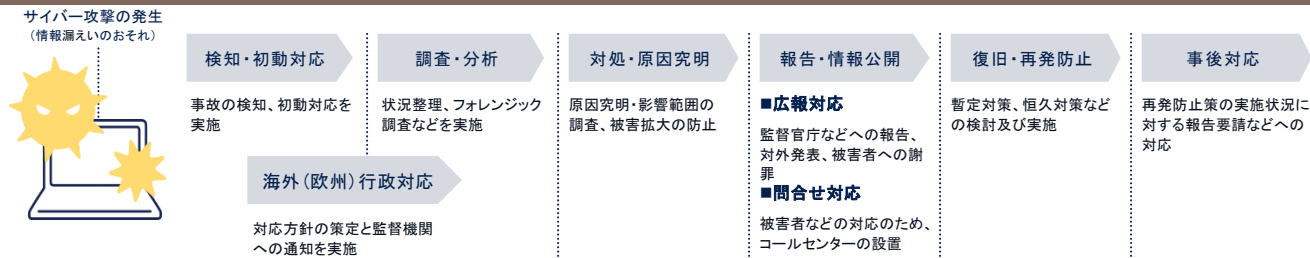
■サービスの概要

SOMPOリスクマネジメント(株)が事故対応に関する必要なサポート機能をコーディネートし、提携する専門事業者のサービスを通じて、緊急時におけるお客さまの被害拡散防止・早期復旧などを支援します。

■サービスの適用地域

日本国内での対応に限られます。

サイバー事故などによる情報漏えいが発生した場合の対応〔例〕



このような緊急時に、お客さまのニーズに合った以下サポート機能をご利用いただけます

主なサポート機能	概要	サポート機能提供会社
■ コーディネーション機能	● 必要となる各種サポート機能の調整 ● 事故対応窓口との連携・アドバイス etc	SOMPOリスクマネジメント(株)
■ 調査・応急対応支援機能	● 事故判定 ● 原因究明・影響範囲調査支援 ● 被害拡大防止アドバイス etc	SOMPOリスクマネジメント(株) / (株)ラック / AOSデータ(株)
■ 緊急時広報支援機能	● 記者会見実施支援 ● 報道発表資料のチェックや助言 ● 新聞社告支援 etc ● 事故に関し信用を毀損するSNS投稿などへの対応支援 ● WEBモニタリング・緊急通知 etc	(株)プラップコンサルティング (株)エルテス
■ コールセンター支援機能	● コールセンター立上げ ● コールセンター運用 ● コールセンターのクロージング支援 etc	(株)ベルシステム24
■ 信頼回復支援機能	● 再発防止策の実施状況などについて報告書を発行 etc	(一財)日本品質保証機構 / BSIグループジャパン(株)
■ GDPR対応支援機能	● GDPR対応に要する対応方針決定支援 ● 監督機関への通知支援 ● 協力弁護士事務所の紹介 etc	(株)インターネットイニシアティブ

※本サービスは、医療機関用サイバー保険で保険金がお支払いできる場合にご利用いただけるサービスです

※各機能会社にお支払いいただく諸費用は、医療機関用サイバー保険でご契約している保険金額を上限に損保ジャパンから保険金として記名被保険者(医療機関)へ支払われます

※ご利用を希望する規模や期間などにより、対応ができない場合があります

医療機関用サイバー保険の付帯サービスに関する不明点・質問は、損保ジャパンの各営業店舗または取扱代理店へお問合せください

12. (ご参考)その他サービス(SOMPOリスクマネジメント社提供)

サイバーリスクにおける事前対策サービス

SOMPOリスクマネジメント社では、以下サービスも展開しております。

サービスの詳しい内容につきましては、SOMPOリスクマネジメント社までご照会ください。

サービス名称	概要	費用
①サイバーリスク簡易診断・プラスサービス	病院(目安:病床数200床以上)に対して、サイバーリスク対策として必要な組織体制や技術的な対策などについて、アンケートに基づき診断してレポートを提供するサービスです。	無償
②サイバーセキュリティレベル簡易診断(クリニック用)評価レポート	クリニック(診療所・歯科診療所)に対して、サイバーセキュリティの対策状況を簡易的に診断し、レポートを提供するサービスです。	無償
③標的型攻撃メール訓練 <Lightプラン>	疑似的な標的型攻撃メールを体験することで、適切な対処方法を身に付け、セキュリティ意識を向上させることを目的とした 無償 で行うサービスです。<Basicプラン>のお試し版となります。ご利用は1回限り・1社につき100通まで。	無償
④標的型攻撃メール訓練 <Basicプラン>	疑似的な標的型攻撃メールを体験することで、適切な対処方法を身に付け、セキュリティ意識を向上させることを目的とした 有償 で行うサービスです。ご利用は1年間。発信通数に応じて費用が決まります。	有償

※本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

継続しない場合、解約する場合のお手続きとご注意点

解約時にご注意いただくべき点

- 損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生などをご認識されている場合、解約の申し出をいただく前にその原因や事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後から5年間はその原因や事由による損害賠償請求に対する保険責任を延長します。ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等がある場合を除きます。

損害賠償請求期間延長担保追加条項について

- 医師特約条項は、医師などの責任となる事故が発生し保険期間中に損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いする保険です。保険契約を継続しないまたは廃業により保険契約を解約したとき、保険期間終了前に行われた医療行為によって、保険期間終了後に損害賠償請求の提起を受けた場合、補償の対象となりません。
- 医療過誤による事故の場合、医療行為から事故が発見され損害賠償請求を提起されるまでの間に相当の時間を要する 경우가多く、保険期間終了前に行った医療行為によって損害賠償請求が保険期間終了後になされる可能性は否定できません。
- 保険契約を継続しないまたは廃業により保険契約を解約する場合、保険期間終了後の損害賠償請求に備え、損害賠償請求期間延長担保追加条項のご加入をご検討ください。
※保険期間中に事故の発生を認識し、損保ジャパンに書面にてご通知いただいている場合、補償の対象となる場合があります。上記「解約時にご注意いただくべき点」をご参照ください。

保険金をお支払いする場合	被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が、日本国内においてこの保険契約の保険期間終了以前に行った医療により、身体障害が発生した場合において、保険期間終了後から加入者証に記載の損害賠償請求延長期間終了日までの間に損害賠償請求がなされたときは、その損害賠償請求は保険期間の終了日になされたものとみなし、医師特約条項で補償の対象となる損害に対して保険金をお支払いします。
支払限度額	保険期間終了時に設定している医師特約条項の支払限度額が限度です。
延長期間	5年間または10年間のいずれかをご選択いただけます。
追加保険料	取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
ご注意いただくべき点	この追加条項にご加入いただく場合、保険期間が終了する前にお手続きをいただく必要があります。保険契約を解約する場合、解約のお手続きに合わせてこの追加条項のお手続きが可能です。ご加入にあたっては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

変更手続きについて

下記の変更が生じた場合は取扱代理店までお申し出ください。

- ご加入者さまの
 - ・ご氏名変更
 - ・ご自宅住所の変更
 - ・医療機関の所在地の変更

● 個人立⇔法人立への経営形態の変更

※「損害賠償請求期間延長担保追加条項」をセットされることをお勧めします。

解約前にこちらをセットされない場合、個人立時の損害賠償請求を受けても補償がされません。

補償の対象とできるのは保険期間終了後5年もしくは10年にかぎります。

詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 個人立歯科診療所の開設者の変更

※「損害賠償請求期間延長担保追加条項」をセットされることをお勧めします。

解約前にこちらをセットされない場合、個人立時の損害賠償請求を受けても補償がされません。

補償の対象とできるのは保険期間終了後5年もしくは10年にかぎります。

詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

● 法人立歯科診療所の代表者の変更

● 解約 など



ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

■この商品の仕組み	この商品は賠償責任保険普通保険約款に医師特約、医療施設特約、各特約条項・追加条項をセットしたものです。
■保険契約者	歯科医院経営研究会
■保険期間	2026年7月1日午後4時から2027年7月1日午後4時まで1年間となります。
■申込締切日	2026年5月29日(金)まで * 中途加入も毎月受付可能です。* 最終受付日: 2027年4月2日(金)
■引受条件(保険金額等)、保険料	引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
■対象業務の地域	日本国内で行う業務
●加入対象者	ご加入日現在、健康で正規に就業されている「歯科医院経営研究会」の会員の方
●被保険者	【医師特約条項】その医療施設の開設者 【医療施設特約条項】その医療施設の開設者(記名被保険者)・記名被保険者の使用人 その他記名被保険者の業務の補助者
●お支払方法	医師賠償責任保険料は歯科医院経営研究会が株式会社ジャパンデンタルへ集金業務を委託し、研究会会費とともに毎月集金します。保険責任開始日の翌月5日に自動引落としされます。(11回払)ただし、 最終回の6月は2か月分(5・6月分)の引落としとなります。
●お手続き方法	添付の加入依頼書に必要な事項をご記入のうえ、取扱代理店株式会社ジャパンデンタルまでご送付ください。
●中途加入	保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています(最終受付日: 2027年4月2日(金))。その場合の保険期間は、毎月20日までの受付分は受付日の翌月1日(20日過ぎの受付分は翌々月1日)から2027年7月1日午後4時までとなります。
●中途脱退	この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店株式会社ジャパンデンタルまでご連絡ください。

●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

医師賠償責任保険の概要

<医師賠償責任保険の概要>

医師賠償責任保険は、「医師特約条項」および「医療施設特約条項」の2つによって構成される保険契約です。この保険契約は病院もしくは診療所の開設の届出単位でのお引受けです。なお、勤務医契約、予防接種契約、その他特殊な契約方式での保険契約を除きます。

<医師特約条項>

日本国内において医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、医療の対象者に身体障害が発生し、保険期間中に損害賠償請求がなされた場合、被保険者(補償の対象となる方)が負担する法律上の賠償責任を補償します。

※賠償責任保険では、被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金(自己負担額を設定している場合は、自己負担額を控除した額)を保険金額(お支払いする保険金の限度額)の範囲内でお支払いします。賠償責任保険(法律上の損害賠償責任を補償する特約条項・追加条項)では、法律上の損害賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等は保険金のお支払いの対象となりません。

<医療施設特約条項>

医療施設の建物や設備の使用・管理上の不備に起因する事故、医療以外の業務遂行に起因する事故、給食等の取扱いに起因する事故によって、第三者の身体の障害や財物の損壊が発生したこと、または業務遂行中に行われた不当な拘束やプライバシーの侵害等の不当行為により、被保険者が負担する法律上の賠償責任を補償します。

医師賠償責任保険の概要(続き)

主な追加条項およびその概要は以下のとおりです。また、保険条件によってセットできる追加条項が異なります。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

①損害賠償請求期間延長担保追加条項

保険を継続しない場合や廃業により保険契約を解約する場合など保険期間終了前に行った医療に起因して保険期間終了後5年以内もしくは10年以内に損害賠償請求を提起された場合に補償する追加条項です。医師賠償責任保険は、保険期間中に医師の責任となる事故により損害賠償請求の提起を受けた場合に保険金をお支払いしますので、保険を継続しない場合や廃業により保険を解約した場合など廃業前の医療に起因する事故により損害賠償請求の提起を受けた場合、保険金をお支払いできません。しかし、医療行為を行ってから事故が発見され損害賠償請求を提起されるまで相当の時間を要する 경우가多く、廃業する場合などこの追加条項をセットされることをおすすめします。損害賠償請求期間延長担保追加条項をセットされる場合、追加保険料が必要となります。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。被保険者が死亡された場合、相続人からのご通知により相続人が被保険者とみなされます。ただし、死亡被保険者にかかわる損害賠償請求を受けた場合にかぎりません。

②勤務医師包括担保追加条項

医療施設の勤務医師を包括的に被保険者とし、勤務医師の個人責任について補償します。ただし、この追加条項で保険金支払いの対象となるのは、加入者証に記載された医療施設の業務として行った医療のみとなります。

③刑事弁護士費用担保追加条項

医師賠償責任保険(医師特約および勤務医師包括担保追加条項)にて補償対象外となっていた「刑事事件」に関する弁護士費用・訴訟費用について、補償する追加条項です。被保険者である個人の医師が、日本国内で行った医療行為またはそれに付随する行為に起因して、業務上過失致死傷罪の疑いで保険期間中に送検された場合に、被保険者が弁護士費用または訴訟費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。(起訴後の費用を含みます。)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医師特約条項	<p>被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が日本国内において行った医療を行うにあたり、職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、その医療の対象者に身体障害^{※1}が発生した場合において、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、1回の損害賠償請求および保険期間を通じて加入者証に記載の保険金額を限度とします。損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の争訟費用は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>(※)医師特約条項は、医療事故により、この保険期間内に損害賠償請求を提起された場合に補償の対象です。争訟費用にかぎっては、損害賠償請求の有無にかかわらず、保険期間中に被保険者またはその代理人が身体障害^{※1}またはその原因や事由を知った場合において、保険金をお支払いします。ただし、初年度契約締結前に知っていた身体障害^{※1}により保険期間開始後に損害賠償請求の提起を受けた場合は保険金をお支払いできません。</p>	<p>①医療施設^{※2}、航空機、車両、自動車^{※3}、船もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任</p> <p>②名誉き損または秘密漏えいに起因する賠償責任</p> <p>③美容を唯一の目的とする医療に起因する賠償責任</p> <p>④医療の結果を保証することにより加重された賠償責任</p> <p>⑤所定の免許を有しない者が行った医療に起因する賠償責任。</p> <p>ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が行った医療に起因する賠償責任を除きます。</p> <p>など</p>
刑事弁護士費用追加条項	<p>被保険者の医療行為の対象者が死傷した場合において、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いで送検されたときにかぎり、被保険者がその刑事事件に係る弁護士費用^{※4}または訴訟費用^{※5}を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、保険期間を通じて500万円を限度とします。</p> <p>(※)保険期間中に送検された場合にかぎり、被保険者が業務上過失致死傷罪の疑いとなる行為を行った時から刑の確定の時までに発生した損害に対して保険金をお支払いします。</p>	<p>①被保険者または保険契約者の故意によって生じた刑事事件</p> <p>②被保険者の有罪の確定^{※6}がなされた刑事事件</p> <p>③被保険者と世帯を同じくする親族の死傷に関する刑事事件</p> <p>④被保険者の業務に従事中の被保険者の使用人の死傷に関する刑事事件</p> <p>⑤美容を唯一の目的とする医療に起因する刑事事件</p> <p>⑥所定の免許を有しない者が行った看護業務に起因する刑事事件</p> <p>⑦初年度契約締結の当時、保険契約者、被保険者もしくはその代理人が保険期間の開始日より前に知っていた死傷またはその原因・事由に起因する刑事事件について、保険期間開始後に送検されるおそれのあることを知っていた場合において、その死傷またはその原因・事由により送検がなされたこと</p> <p>など</p>

※医療施設の開設者の方がご加入になっている保険契約に基づいて保険金をお支払いするとき、次に掲げるいずれかを満たす場合には、勤務医師や看護師などの医療従事者の方に対して、責任割合相当分の求償権を行使する場合があります。

- ①医療従事者の方の故意によって、患者さんに身体障害※¹が発生
- ②医療従事者の方を被保険者とする同種の賠償責任保険に医療従事者の方が加入
- ※1 医療を行う者が職業上または職務上の相当な注意を怠ったことにより、その医療の対象者に新たな身体の障害(身体症状の悪化または病を含みます。以下この注釈内において「障害」といいます。)が発生したこと、または既にその医療の対象者に発生していた障害がさらに悪化することをいい、これらの結果、その医療の対象者が死亡した場合を含みます。
- ※2 被保険者が所有、使用または管理する加入者証に記載の医療施設をいい、設備を含みます。
- ※3 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。
- ※4 被保険者が損保ジャパンの同意を得て支出した弁護士の着手金、報酬、法律相談料、日当、実費等をいい、以下に掲げる費用を除きます。①刑法(明治40年法律第45号)第2編第5章に定める公務執行妨害等の犯罪に該当する弁護活動に係る弁護士費用②弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく弁護活動を逸脱する行為に係る弁護士費用
- ※5 刑事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第41号)第2条に定める旅費、日当、宿泊料、鑑定料、報酬その他の給付をいい、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第500条の2の規定に従って、被保険者が予納した訴訟費用を含みます。ただし、予納された金額から訴訟費用の額に相当する金額を控除して残余がある場合は、その残余の額を除き、以下に掲げる費用も除きます。
 - ①被保険者が刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第500条第1項に定める訴訟費用の裁判の執行免除の申立を行った結果、執行免除決定がなされた費用
 - ②被保険者の共犯人が、連帯して負担する費用
 - ③刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第1編第16章の規定により、国が被保険者に対して補償する費用
- ※6 第一審、控訴審または上告審の判決により、有罪が確定することをいい、第一審または控訴審の判決の後に控訴または上告された場合における当該第一審および当該控訴審の判決を除きます。

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
<p style="writing-mode: vertical-rl; position: absolute; left: -40px; top: 50%; transform: translateY(-50%); font-weight: bold;">医療施設特約条項</p> <p>以下に掲げる損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p><医療施設業務担保条項> 被保険者が加入者証に記載の医療施設の所有、使用もしくは管理に起因する事故、業務遂行上の事故または記名被保険者の占有を離れた飲食物、その他の財物による事故が保険期間中に発生し、他人の身体の障害※¹または財物の損壊※²について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、1回の事故および保険期間を通じて加入者証に記載の保険金額を限度とします。</p> <p><人格権侵害担保条項> 医療施設または加入者証に記載の業務遂行に起因して、保険期間中に被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行った不当行為※³により、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ただし、1被害者につき1,000万円、保険期間を通じて1億円を限度とします。</p>	<p><医療施設業務担保条項></p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が行った医療によるその医療の対象者の身体の障害※¹に起因する賠償責任 ②医療施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任 ③航空機、自動車または医療施設外における船、車両もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ④屋根、樋、扉、戸、窓、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任 ⑤生産物または仕事のかしに基づく生産物または仕事の目的物の損壊自体の賠償責任 ⑥昇降機の所有、使用または管理について、保険契約者もしくは被保険者の故意または重大な過失によって法令に違反したことに起因する賠償責任 ⑦被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売もしくは引き渡した生産物または行った仕事の結果に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ⑧専門職業業務または看護業務の遂行による賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、記名被保険者以外の被保険者が被る損害にかぎります。 ⑨支給財物※⁴の損壊に起因する賠償責任 ⑩記名被保険者以外の被保険者が、その被保険者の受託財物※⁵を損壊したことに起因する賠償責任 など <p><人格権侵害担保条項></p> <ul style="list-style-type: none"> ①被保険者が行った医療に起因する賠償責任 ②被保険者によって、または被保険者の了解もしくは同意に基づいて被保険者以外の者によって行われた犯罪行為※⁶に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。 ③記名被保険者による採用、雇用または解雇に関して、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 ④最初の不当行為が保険期間開始前に行われ、その継続または反復として、被保険者によって、または被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任 など

医師賠償責任保険の概要(続き)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
医療施設特約条項	<p>(注1) 損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の争訟費用は保険金額の損害賠償金に対する割合によります。</p> <p>(注2) 医療施設特約条項は、保険期間内に事故が発生した場合に補償対象です。</p>	<p>⑤事実と異なることを知りながら、被保険者によって、または被保険者の了解、同意もしくは指図により被保険者以外の者によって行われた不当行為に起因する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>⑥被保険者によって、もしくは被保険者のために被保険者以外の者によって行われた広告宣伝活動、放送活動または出版活動に起因する賠償責任 など</p>
	保険金をお支払いできない主な場合	
共通	<p>①被保険者の故意によって生じた賠償責任</p> <p>②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動※7に起因する賠償責任</p> <p>③地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任</p> <p>④被保険者と世帯を同じくする親族※8に対する賠償責任。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者が被る損害にかぎります。</p> <p>⑤被保険者および被保険者の使用人等が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任</p> <p>⑥排水または排気※10によって生じた賠償責任</p> <p>⑦被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など</p>	

※1 身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。

※2 財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。

※3 次に掲げる不当な行為をいいます。

①不当な身体の拘束による自由の侵害または名誉き損

②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による名誉き損またはプライバシーの侵害

※4 次に掲げる財物をいいます。

①作業に使用される材料または部品をいい、既に作業に使用されたものを含みます。

②記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって据え付けられる、または組み立てられる装置もしくは設備をいい、既に据え付けられた、または組み立てられたものを含みます。

※5 次に掲げる他人の財物をいいます。

①借用財物

被保険者が借用している財物をいい、所有者または占有者からの借用許可の有無を問いません。

②支給財物※4

③販売・保管・運送受託物

記名被保険者または記名被保険者のために記名被保険者以外の者によって行われる販売、保管、運送等を目的として明示的に受託した財物をいい、借用財物および支給財物※4を除きます。

④作業受託物

作業のために被保険者の所有または管理

※6 過失犯を除きます。

※7 群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

※8 6親等内の血族、配偶者※9または3親等内の姻族をいいます。

※9 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます。

※10 煙または蒸気を含みます。

ご加入にあたってのご注意

- この保険契約では、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンにご照会ください。
- お申込みにあたっては加入依頼書の記載内容が正しいかをご確認のうえ、ご加入される方本人が記名・捺印もしくは署名をしてください。誤りがある場合には、保険金をお支払いできない場合や、ご契約が解除となる場合があります。
- 実際にご契約いただくお客さまのご契約の保険料につきましては、加入依頼書、付属書類等にてご確認ください。
- ご契約者と被保険者(補償の対象となる方)が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットの内容をお伝えください。

●ご加入時における注意事項(告知義務等)

- (1)保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

■加入依頼書、付属書類等の記載事項すべて

- (2)保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項*について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

※医師賠償責任保険における告知事項のうち危険に関する重要な事項とは、加入依頼書、付属書類等の以下の項目をいいます。

- 被保険者欄(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- 過去の保険金支払状況

など

●ご加入後における留意事項(通知義務等)

- (1)保険契約締結後、以下の事項に変更が発生する場合、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

■異動承認請求書、付属書類等の記載事項の変更

<例>保険金額等ご契約内容を変更される場合など。ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。

- (※)異動承認請求書、付属書類等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンにご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンにご通知が必要です。(ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンに通知する必要はありません。)

- (2)ご契約者の住所などに変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができない場合があります。

- (3)ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合を除きます。

- (4)重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 医師特約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。

- 2010年4月1日以降発生事故から、次の1. から4. までのいずれかの方法で賠償責任保険(特約)の賠償責任保険金をお支払いします。

1. 被保険者(保険の補償を受けられる方)が相手の方へ賠償金を支払った後に、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。
2. 被保険者の指図により、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
3. 相手の方が先取特権(他の債権者に優先して支払を受ける権利)を行使することにより、損保ジャパンが直接相手の方にお支払いします。
4. 被保険者が相手の方の承諾を得て、損保ジャパンが被保険者にお支払いします。

* 保険法により3. の先取特権を行使することによる賠償責任保険金のお支払いもできるようになります。

ご加入にあたってのご注意(つづき)

- 医師特約では、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者を被保険者とするこの保険契約と同種の保険契約等(この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。)がある場合に、責任割合相当分について、求償権を行使する場合があります。
- この保険では、損保ジャパンが被保険者に代わって損害賠償請求者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」はありません。この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、示談交渉を進めるためのご相談に応じさせていただきますので、必ず損保ジャパンとご相談いただきながら被保険者ご自身で示談交渉をお進めください。なお、事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その全額または一部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 損害賠償請求がなされるおそれのある身体障害の発生等をご認識されている場合は、解約の申し出をいただく前にその原因・事由を知った日からその日を含めて60日以内に書面で取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。ご連絡いただいた場合、保険期間終了後5年間はその原因・事由による損害賠償請求を延長します。(ただし、損害賠償請求を受けた時点で、損保ジャパンで医師賠償責任保険契約がある場合または他の保険契約等(※)がある場合を除きます。)
- (※)この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- 補償の対象となる事故は、医療上の事故の場合、保険期間中に損害賠償請求を提起されたものにかぎります。また医療事故以外の場合は、保険期間中に発生した事故にかぎります。
- 既加入者については、前年度契約と同等条件で継続加入を行う場合は、加入依頼書の提出は不要です。継続加入を行わない場合、または前年度契約と条件を変更して加入を行う場合は、その内容を記載した加入依頼書の提出が必要となります。
- この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。
- 医師特約条項および医療施設特約条項については、海外において損害賠償請求を提起された場合も補償対象となりますが、対象となる業務は日本国内で行う業務にかぎります。
- 医療機関用団体サイバー保険の適用地域は全世界となります。
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象です。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。なお、ご契約のお申込み日から3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)の対象となりません。
- 個人情報の取扱いについて
保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。損保ジャパン(以下、「当社」といいます。)は、本契約に関する個人情報を、保険引受・支払いの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、損害保険等当社の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、アンケートの実施、等(以下、「当社業務」といいます。)を行うために取得・利用します。また、下記①から⑤まで、当社業務上必要とする範囲で、取得・利用・提供または登録を行います。
 - ①当社が、当社業務のために、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、保険金の請求・支払いに関する関係先(修理業者、医療機関、損害保険会社・共済、保険事故の当事者等)、等に提供を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。
 - ②当社が、保険制度の健全な運営のために、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、他の損害保険会社、等に提供もしくは登録を行い、またはこれらの者から提供を受けることがあります。
 - ③当社が、再保険契約の締結や再保険金等の受領のために、国内外の再保険会社等に提供を行うこと(再保険会社等から他の再保険会社等への提供を含みます。)があります。

ご加入にあたってのご注意(つづき)

- ④当社が、国内外のグループ会社や提携先会社に提供を行い、その会社が取り扱う商品・サービスの案内・提供およびその判断等に利用することがあります。
 - ⑤契約の更新時における保険引受・引受条件の判断等、契約の安定的な運用を図るために、被保険者(保険の対象となる方)の保険金請求情報等を契約者および加入者に対して提供することがあります。
- なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
- 個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については当社公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または当社営業店までお問い合わせください。
- 加入者および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

- 賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。
- 被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパンから直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店までお問い合わせください。
- 2026年7月1日時点で雇用慣行賠償責任保険・医療機関用団体サイバー保険へのご加入がそれぞれ当団体としていない場合には、保険期間の途中での付帯(ご加入)ができませんので、あらかじめご了承ください。

万一事故にあわれたら

- 保険事故が起きた場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの事故サポートセンターまでご連絡ください。
 - 万一事故が発生した場合(損害賠償請求がなされるおそれがある場合を含みます。)は、以下の対応を行ってください。
- 保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。
- 以下の事項を遅滞なく書面で取扱代理店または損保ジャパンに通知してください。
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
 - 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続きをしてください。
 - 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
 - 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパンの承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。
- ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパンに通知してください。
 - 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
 - 上記の1.~6.までのほか、損保ジャパンが特に必要とする書類※または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパンの損害の調査に協力をお願いします。
- ※損保ジャパンが特に必要とする書類については、次頁の「事故時に必要となる書類」をご確認ください。
- 被保険者(補償の対象となる方)が損害賠償責任を負う事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉を行っていただくことになります。
 - ※本保険では、保険会社が被保険者(補償の対象となる方)に代わり示談交渉を行うことはできません。
 - ※示談交渉は必ず損保ジャパンとご相談いただきながらおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- 損保ジャパンは、被保険者が保険金請求の手続を完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。
 - ①公的機関による捜査や調査結果の照会
 - ②専門機関による鑑定結果の照会
 - ③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査
 - ④日本国外での調査
 - ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合※上記の①から⑤までの場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。
 - 保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパンの確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。
 - 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

万一事故にあわれたら(つづき)

事故時に必要となる書類

No.	事故時に必要となる書類	必要書類の例	事故が起こった場合
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票 など	事故が起こった場合は、ただちに取扱代理店、または損保ジャパンの下記窓口までご連絡ください。 【窓口：事故サポートセンター】 <受付時間>24時間365日 0120-727-110 おかけ間違いにご注意ください。
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	医師賠償責任保険事故・紛争通知書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など	
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書 など ②他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類休業損害証明書、源泉徴収票 など	
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など	
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手方からの領収書、承諾書など	

※事故の内容および損害の額などに応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査などにご協力いただくことがあります。

※被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまたは取扱代理店までお問い合わせください。

●保険金は、原則として被保険者から相手方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

電話番号 **03-4332-5241** (全国共通)

おかけ間違いにご注意ください。

受付時間 平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・12/30～1/4は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

問い合わせ先 (保険会社等の相談・連絡窓口)

●保険契約者	歯科医院経営研究会 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-13-8 TEL:03-3348-9687
●取扱代理店	株式会社ジャパントータル 〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-13-8 TEL:03-3344-5331 (受付時間：平日の午前9時30分から午後5時30分まで)
●引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社 南東京支店 法人支社 〒164-0001 東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス4階 TEL:050-3808-0378 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照ください(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。

また、3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。